

妙高市少額工事等契約希望者登録制度の概要について

①制度内容

市が発注する 20 万円未満の少額な工事及び修繕について、入札参加資格を有しない市内業者に見積り参加の機会を広げ、市内業者の受注機会の拡大により、市内経済の活性化を図るため制度化をするものです。

②対象となる少額工事

- ・所管課随意契約としている 3 万円以上 20 万円未満の建設又は修繕工事が対象です。
- ・ただし、内容が軽易で履行の確保が容易なものとします。

③登録できる者

- ・妙高市建設工事入札参加資格を有しない次の方が対象です。
 - 妙高市に居住する個人事業主
 - 妙高市に主たる事業所を有する法人
- ※建設工事入札参加資格審査申請された方が、当制度に申請する場合は建設工事入札参加資格審査申請の辞退が必要です。

④発注方法

- ・発注にあたっては、所管課による見積り合わせを原則とします。
- ・見積り依頼業者の選定は、参考見積り業者を含めて、少額工事等契約希望者登録名簿に登載している業者から希望順を考慮して依頼します。
- ・ただし、登録名簿に施工可能業者がない場合は、建設工事入札参加資格者から選定します。

⑤登録できる業種

- ・契約希望者として登録できる業種は、次の建設業法上の業種のうち 3 種類を限度に登録できます。
(土木一式工事、建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、管工事、タイル・レンガ・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装工事、機械器具設置工事、電気通信工事、造園工事、建具工事、消防施設工事、その他工事 のうち 3 業種)
- ・一括下請せず、自社で施工できる業種とする。

⑥登録受付について

- ・随時受付を行います。月末締め、翌々月から名簿に登録します。
- ・ただし、名簿に登録されても、見積り依頼や契約を約束するものではありません。